



業務委託基本契約書

Automagi 株式会社(以下、「甲」という。)と、一般財団法人 雇用開発センター(以下、「乙」という。)は、甲が乙に人事制度構築支援業務(以下「本業務」という)を委託するにあたり、その基本的事項に関し以下に定めるとおり合意したので本契約を締結する。

第1条 (総則)

- 1 本契約は、本業務の委託に関する基本的事項を定めたものであり、本契約に基づき甲乙間で締結される個々の業務委託契約(以下「個別契約」という。)に対して適用されるものとする。甲及び乙は、本契約及び個別契約を遵守しなければならないものとする。
- 2 本契約と個別契約の規定が矛盾する場合は、個別契約において甲と乙が明示的に合意した範囲において個別契約の定めが優先して適用されるものとする。

第2条 (個別契約の成立)

個別契約は、甲が乙に対して本業務を発注し、乙がこれを請ける旨を書面(請書、注文請書等名称の如何を問わない。)で承諾したとき、又は甲乙間で個別契約書を締結したときに成立するものとする。

第3条 (準委任取引)

個別契約が準委任取引の場合以下の規定が適用されるものとする。

- (1) 甲と乙は、準委任の個別契約において本業務の内容、委託期間、本業務従事者数、委託料、支払条件、その他必要事項を定めるものとする。
- (2) 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。
- (3) 本業務従事者に問題があると甲が判断する場合、甲は乙に従事者の交替を要求することができるものとする。乙が、遅滞なく交替要求に応じることができない場合、甲は、何ら責任を負うことなく当該従事者に関する個別契約を解約することができるものとする。
- (4) 乙の責に帰すべき事由により本業務が遅延した場合、遅延に伴い増大する乙の費用は乙が負担するものとし、甲の責に帰すべき事由により本業務が遅延した場合、遅延に伴い増大する乙の費用は甲が負担する。
- (5) 本業務の実施中に乙が作成した成果物にかかる著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定される権利を含む)は、作成したときに乙から甲に移転するものとする。乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 甲が要求した場合及び個別契約が完了した場合、乙は甲に当該個別契約で合意した本業務の実施内容及びその結果について報告書を提出するものとする。
- (7) 甲は、前項に定める報告書受領後その内容を速やかに確認するものとし、報告内容に異議又は疑義がある場合は受領後 3 営業日以内(以下「検収期間」という)に乙にその内容を通知するものとする。甲の通知内容を受けて乙は速やかに異議・疑義内容を修正、又は説明し甲の確認を受けるものとする。甲が乙の報告内容の確認をしたときをもって当該個別契約で合意した本業務は完了したものとする。
- (8) 甲が検収期間内に乙に異議・疑義を通知しない場合、検収期間満了をもって本業務は完了したものとみなす。

第4条(資料の管理)

- 1 個別契約に基づき、又はその他必要性により甲が乙に貸与する資料(以下、一括して「貸与資料」という。)については、乙は、善良なる管理者としての注意をもって取り扱うものと

第10
1

- する。
- 2 乙は、貸与資料を、本業務実施、及びその他甲の指定した目的以外に使用してはならないものとする。
 - 3 乙は、貸与資料を、本業務実施に必要な範囲を超えて複製又は複写してはならないものとする。
 - 4 乙は、甲の要求があるとき又は個別契約が終了したときは、甲の指示に従い、貸与資料(前項により、複製・複写したもの)を直ちに甲に返還し、若しくは破棄又は消去するものとする。

2

第5条 (責任者)

- 1 甲及び乙は、本業務の遂行に関して、相手方と連絡、調整等を行う責任者(以下、「責任者」という。)を定め、相手方に通知するものとする。
- 2 責任者は次の事項を行うものとする。
 - (1) 乙の責任者は乙の本業務従事者に対する指揮監督、労務管理、安全衛生管理等を行うこと。
 - (2) 本業務に関する要望、依頼等を行うこと、また受けること。
 - (3) 本業務に関する進捗状況、仕様書、指図書等の打合せ、会議等を行うこと。なお、責任者は、自己の判断により、打合せ、会議等に自己の担当者を出席させる
- 3 甲及び乙は、責任者の権限に対し制限を設けた場合あるいは責任者を変更しようとする場合は、書面により事前又は事後遅滞なく相手方に通知するものとする。

第11

第12

第13
1

第6条 (機器等の貸与)

- 1 甲は、乙から申し入れがあり、かつ甲において必要と認めた場合には、本業務遂行上必要なコンピュータ、什器備品等(以下、一括して「機器等」という。)を乙に貸与する場合がある。なお、機器等の貸与期間、使用条件等については、必要な都度、甲乙協議の上取り決めるものとする。
- 2 乙は、次の各号の一つに該当する場合、前項に基づき貸与された機器等をすみやかに甲に返還するものとする。
 - (1) 本業務が終了したとき。
 - (2) 貸与期間が経過したとき。
 - (3) その他甲が返還を要求したとき。

2

3

第7条 (緊急の処置)

乙は、本業務の実施に際し、緊急に甲からの指示を受けるべき事態が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その指示に従うものとし、事前に甲の指示を受けることができず適宜の処置をとったときは、事後直ちに甲に報告するものとする。

第8条 (進捗確認)

甲は乙に対し、必要により何時でも本業務の進捗状況について報告を求めることができるものとし、乙は甲から要求があった場合には、遅滞なく甲に対し報告を行うものとする。

第9条 (契約金額及び支払)

- 1 甲は、乙に対して個別契約で合意した契約金額を支払うものとする。
- 2 乙は、個別契約で合意した時期に請求書を甲に提出するものとし、甲は、個別契約で合意した期日までに、乙指定銀行口座に契約金額を振り込み支払うものとする。振込手数料は甲が負担するものとする。

第14

第10条（第三者の権利侵害）

- 1 乙が甲に納入した成果物が第三者の著作権又はその他の知的財産権を侵害した場合（以下「侵害問題」という）、乙は、自らの責任と費用負担において、侵害問題に対応するものとする。乙は、侵害問題が発生した場合、甲と密に協議を行い、甲及び甲の顧客への影響を極小化すべく最善の努力を行うものとする。当該努力には、乙の責任及び費用で成果物等を改変、変更、交換するか、又は甲及び甲の顧客が成果物等を使用するために必要な権利を取得することを含むものとする。
- 2 侵害問題に起因して甲に損害が生じた場合、乙は、甲に対して当該損害を賠償するものとする。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の責に帰すべき事由により、損害を被った場合、相手方に対して賠償請求することができるものとする。

第12条（再委託の禁止）

乙は、甲の事前の承諾のない限り、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。なお、甲の承諾を得た場合であっても、乙は、再委託先の作為、不作為の結果につき全ての責任を負うものとする。

第13条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後も、本契約又は個別契約の内容及び相手方の秘密情報（財務、営業、技術、業務上の情報を含むが、それらに限らない。以下「秘密情報」という。）を厳重に管理し、本契約及び個別契約の目的以外に使用せず、相手方の事前承諾を得た場合を除き第三者（弁護士、税理士、監査法人、自己株式の取り扱い代行を行う証券会社を除く。）に開示、漏洩し、又は使用させてはならないものとする。
- 2 本条は次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。
 - (1) 開示され又は知得したときに既に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得したときに既に自己が所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示された秘密情報によらず、独自に開発又は作成した情報
- 3 第1項の定めに関わらず、甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する情報を、以下の各号に定める場合において開示することができるものとする。
 - (1) 自己が発行する有価証券が取引されている市場の定めにより開示することが要求される情報
 - (2) 法令により開示が義務付けられ、国、地方公共団体の要求に基づいて開示の要求がなされた情報であって、かつ、当該情報を開示した者が当該要求に対して異議を申し立てる機会、又は当該情報を開示した者が一定の開示範囲制限の下での開示を主張する機会が与えられるよう、当該要求が当該情報を開示した者に事前に通知された情報

第14条（個人情報）

甲及び乙は、本契約及び個別契約に基づく本業務の遂行にあたり知り得た相手方又は相手方の顧客の情報（相手方の従業員情報等を含むものとする。）が個人情報である場合については、とりわけその取扱に注意を払うものとし、「個人情報の保護に関する法律」

(平成 15 年法律第 57 号。平成 15 年 5 月 30 日公布及びその改正法)及び自己に適用される個人情報の保護に関するガイドライン等を遵守するものとする。

第15条 (通知義務)

乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、甲に対し、あらかじめ(④号を除く)その旨を書面により報告するものとする。

- (1) 商号、代表者、本店所在地、住所又は電話番号等の連絡先を変更するとき
- (2) 株主等の資本構成又は経営主体の全部又は一部に変更があるとき
- (3) 事業譲渡、合併、会社分割を行うとき
- (4) 第 20 条第 1 項各号の事由が発生したとき
- (5) その他、本契約又は個別契約の履行に影響を及ぼす事由が生じたとき又はそのおそれがあるとき

第16条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないで、本契約又は個別契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。ただし、合併、会社分割その他類似の制度による場合を除くものとする。

第17条 (有効期間)

- 1 本契約の契約期間は、本契約締結日から、本契約締結日の属する年の翌年9月 30 日までとし、期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない場合は、期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動更新されるものとし、爾後もまた同様とする。
- 2 本契約が終了した場合であっても、本契約の期間が満了する日以前に成立した有効な個別契約は、当該個別契約が終了するまで本契約が適用されるものとする。

第18条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合には、催告をせずに、直ちに本契約及び個別契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約又は個別契約に違反し、相手方からの催告を受けて 14 日以内に当該違反を是正しないとき
 - (2) 支払停止又は支払不能となったとき
 - (3) 振出した手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (4) 取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 財産又は信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる合理的な理由があるとき
 - (6) 競売開始決定、仮差押え又は差押えの命令を受けたとき
 - (7) 保全差押え又は租税滞納処分を受けたとき
 - (8) 破産手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特定調停その他類似の手続開始の申立てがあったとき
 - (9) 合併によらずに解散決議をしたとき
 - (10) 災害、その他当事者の合理的支配を超える事由により、本契約又は個別契約の履行を困難にする事由が生じたとき
 - (11) 営業を停止したとき、又は営業許可取消等の処分を受けたとき
 - (12) 甲乙間の信頼関係を著しく毀損したとき
- 2 本条に基づく解除は、解除事由が生じた当事者に対する損害賠償請求権に影響しない

ものとする。

- 3 甲又は乙が本条に基づき本契約又は個別契約を解除したとき、被解除当事者は、解除当事者に対して負う確定した金銭債務につき期限の利益を喪失するものとし、解除当事者は、被解除当事者に対し、直ちに全額を弁済するよう請求することができる。

第19条（反社会的勢力）

- 1 甲及び乙は、自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、関連会社又は再委託先等(以下総称して「対象者」という。)が、本契約締結の5年前から本契約期間中次の各号に定める者(以下総称して「暴力団等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員
- (2) 暴力団関係企業
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 総会屋等、社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者
- (6) その他前各号に準ずる者
- 2 前項のほか、甲及び乙は、対象者が次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとする。
- (1) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為
- (2) 相手方の業務妨害にあたる行為
- (3) 相手方の名誉や信用を毀損する、又はそのおそれがある行為
- (4) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、対象者が、暴力団等に該当しないことに関する相手方の調査に協力するものとし、相手方の請求があった場合には、直ちに情報及び資料等の開示に応じるものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれかに違反した場合、相手方に対する何らの催告なく本契約及び個別契約を解除することができるものとし、相手方は本契約及び個別契約の解除に何ら異議を申し出ないものとし、当該解除により損害を被った場合には、相手方はこれを賠償するものとする。
- 5 前項による解除のほか、対象者が暴力団等に該当することを理由として詐欺・錯誤等に基づき本契約及び個別契約が終了したことにより、甲又は乙が損害を被ったとしても、相手方に対し、これによる一切の損害賠償義務を負わないものとし、相手方に対し何ら請求を行わないものとする。

第20条（契約変更）

本契約及び個別契約は、甲及び乙の契約締結権限のある責任者が締結した書面によつてのみ変更することができるものとする。

第21条（契約終了後の措置）

- 1 本契約又は個別契約が終了したときは、甲及び乙は、互いに有する債権債務を確定し、相手方からの請求によりすみやかにこれを支払い、本契約又は当該個別契約に基づく債権債務関係を清算するものとする。
- 2 甲及び乙は、本契約又は個別契約が終了したときは、相手方に対し、直ちに相手方が提

供、貸与した物品、又は預かり保管中の書類等すべてを返還又は相手方の指示に従い破棄しなければならない。なお、破棄した場合にはその事実を証明する書面を提出するものとする。

第22条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第23条（誠実協議）

本契約又は個別契約に定めのない事象が生じた場合、又は本契約又は個別契約の解釈について甲乙間に異議・疑義が発生したとき、甲と乙は、誠意をもって協議し、円満にその解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2021年 10月 1日

甲：東京都港区赤坂1丁目9番13号

Automagi 株式会社

代表取締役 野呂堅太郎



乙：東京都千代田区永田町1丁目11番28号

合人社東京永田町ビル5階

一般財団法人 雇用開発センター

代表理事 中道 浩

